

新しい人権問題への対応(その十八)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

前号でも指摘しましたが、わが国で犯罪被害者問題が本格的に取り組まれてきてから、かれこれ五〇年近くになります。そして、一九八〇年になって、ようやく「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が制定され、悲惨な生活を強いられていた犯罪被害者に対する経済的支援の制度が生まれました。この法律を契機として、犯罪被害者の救済ないし支援にかかる立法が相次いで実現し、遂に、二〇〇四年一二月に犯罪被害者支援にとってエポックを画する「犯罪被害者等基本法」が制定され、周知のように、現在その本格的な具体化が進行しています。

犯罪被害者問題がクローズ・アップされ、その救済または支援が実現しつつあるのは、それまで自覚されなかった「犯罪被害者の人権」が社会に受け入れられるようになったからだと考えます。そして、犯罪被害者は、殺人や強盗殺人、強制性交などの凶悪重大犯罪によって人生を台無しにされ、人間としての尊厳、幸福追求権を奪われている。その人権を取り戻し、人権の回復を図るのは国の責務ではないか。私は、これが犯罪被害者支援のフィロソフィーであると考えてきました。

犯罪被害者の人権に関連して、近年、刑余者の人権が話題になっていきます。刑余者という言葉は、聞いたことがないという方が多いかと思いますが、「広辞苑」を開いてみますと、刑余者とは、かつて刑罰を受けたことのある人、前科のある人のことをいう、とあります。特に、懲役や禁錮の刑に処せられて、その刑期を終わった満期の釈放者又は満期出所者を指します。ちなみに、人権の観点から見ますと、刑期の三分の一経過後に仮に釈放される「仮釈放者」も刑余者と考えるてよいでしょう。

刑余者の人権で最も深刻なのは、近隣や社会から受ける差別です。たしかに、罪を犯したのは本人なのですが、近隣や社会から白い目で見られるのは止むを得ないのかもしれない。しかし、既に刑務所で罪の償いをし

ているのですから、社会が「前科者」のレッテルを貼って差別するのは、人間としての尊厳を傷つけるものといつてよいと思います。

その差別が、具体的な形として現れるのは、刑余者の就職あるいは就労の問題です。刑務所に入られると、大半の人は職を失います。また、刑務所では作業をさせられますが、作業報奨金として受刑者が受け取るのは、一ヶ月働いて四、二〇〇円程度ですから、出後の生活資金を得るためには、まず働くことが大切なのに、多くの刑余者は就労できないのです。その大きな理由が、刑余者としての就職差別にあるといわれています。

一方、刑余者が差別され、危険な人物と見られるのは、再犯の危険があるからだという人は数多い。たしかに、刑余者が再び罪に陥る例が多いのは事実です。刑余者の二人に一人は再び罪を犯して刑務所に戻っているのですが、しかし、最近の調査によりますと、刑余者の再犯率は、有職者が七・六パーセントなのに対し無職者は四〇・四パーセントでありまして、就労していれば罪を犯さずにすんだ人は多いのです。二〇〇七年に更生保護法が制定され、更生保護の強化、就労を含む刑余者の支援体制に大きな期待が寄せられているのですが、刑余者

が更生し、円滑な社会復帰を果たすためには、近隣や地域社会の住民の理解と支援が何よりも大切だと思うのです。

確かに国は、安全・安心の国づくり、地域づくりを指して、民間人である保護司や民間協力者による刑余者支援を推進していますが、何よりも大切なのは、刑余者に対する社会の偏見の解消だと思います。もちろん、刑余者のほぼ半数が犯罪を繰り返して刑務所に戻っているのですから、就労がむづかしいのは仕方がないのかもしれません。しかし、その多くは、差別と偏見で社会から人間扱いされていない人達であることに注目すべきです。

犯罪被害者、特に殺人罪の遺族や強制性交罪の被害者は、少し前までは社会から無視され、あるいは好奇の目で見られ、随分と悲しく、悔しい思いをさせられてきました。が、国や地域の努力で少しずつ社会の理解が得られつつあるようです。そして、立場は逆でも、加害者としての刑余者も社会の差別と偏見のために同じ思いをしているのです。社会の片隅に追いやられているこれらの人達に、共生社会で共に生きる社会人として、私達は温かい目を向けるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。